

1 必要な手続きの確認フロー

以下のフローに従い、各出店者がどのような手続きが必要か確認して下さい。

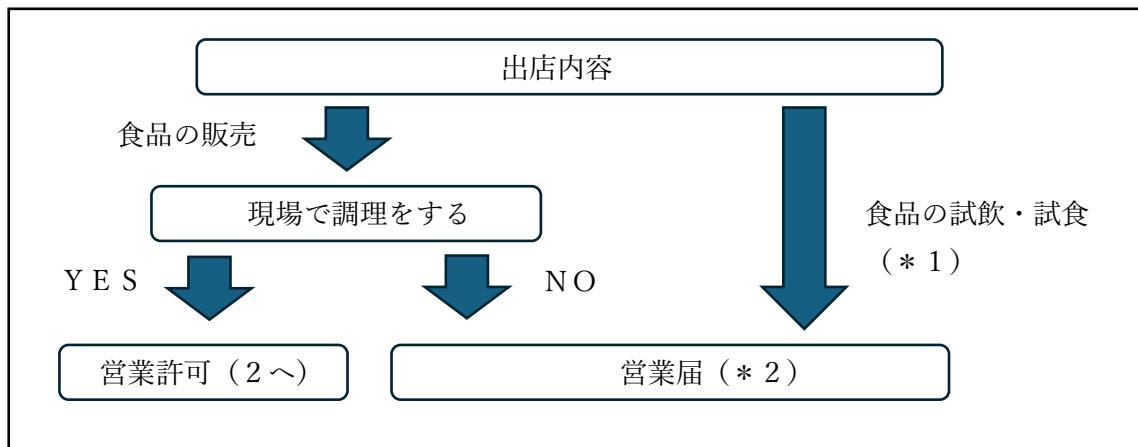


図1 必要な手続きの確認フロー

(*1) 営業許可施設で調理・製造された食品の試飲・試食は、一口程度の量とし、近くに販売目的の商品を陳列する等、販売促進目的の行為と分かるようを行うこと。これに該当しない行為は、営業許可が必要となります。

(*2) 取り扱い品目により、届出が必要な場合があります。

詳しくは、「営業許可業種の見直し及び営業届出制度の創設について」を参考にして下さい。

2 営業許可

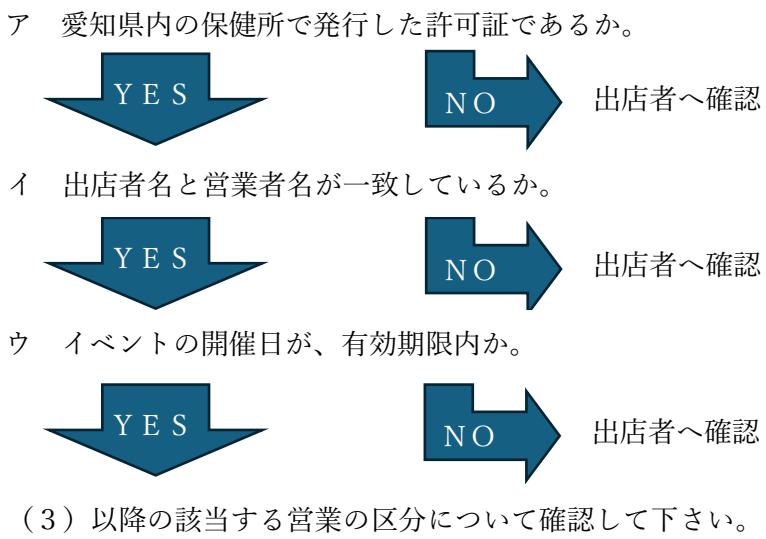
イベント会場で、食品を取り扱う場合は、営業形態、取り扱い品目等により、次のいずれかの営業許可が必要となります。出店者から提出された営業許可証（自動車による営業については、積載するタンク容量を含む）と取り扱い品目が、適切かどうか、以下のフローに従い、確認して下さい。

(1) イベント会場で調理する際に必要となる営業区分の比較

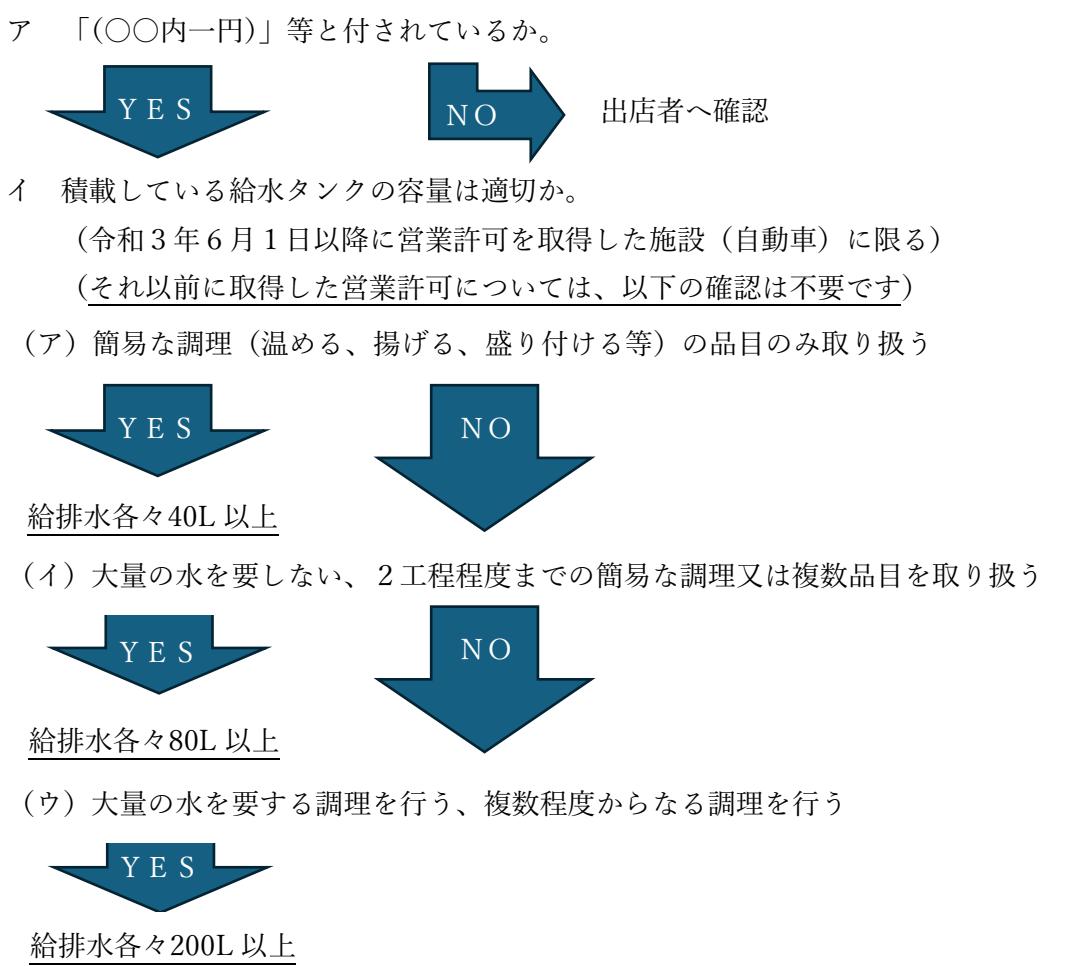
	露店営業	臨時営業	短期営業	自動車による営業 (キッチンカー)
取り扱い可能な品目数	1品目のみ		1品目以上	
許可有効期間	5年間	同一場所で連続して 最長1か月	同一場所で連続して 最長3か月	5年間

別表1 露店営業・臨時営業・短期営業（飲食店営業）の施設基準をご確認下さい。

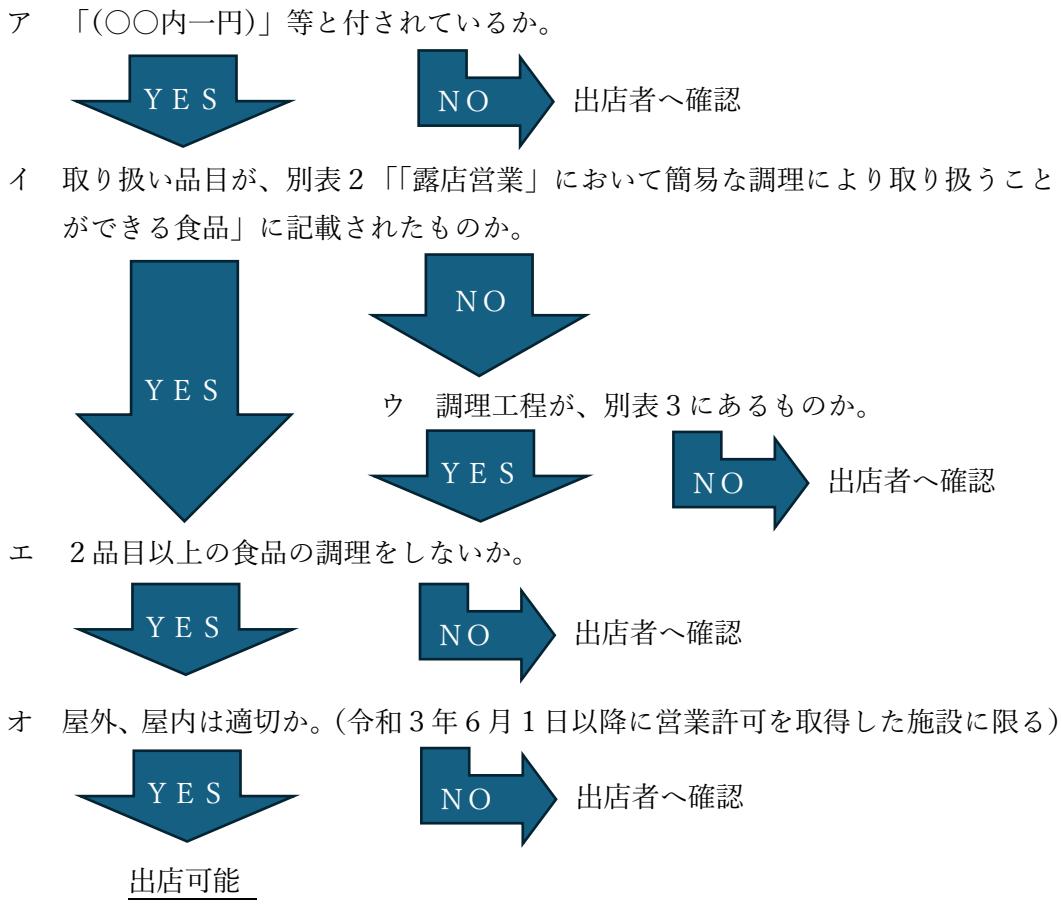
(2) すべての営業の区分共通



(3) 自動車による営業



(4) 露店営業



別表2 「露店営業」において簡易な調理により取り扱うことができる食品

別表3 「露店営業」における調理工程

(5) 臨時営業、短期営業



他の詳細は、別添 「自動車による営業並びに露店営業、臨時営業及び短期営業に関する取扱要領」をご確認下さい。

3 適切な営業許可証が確認取れなかった場合

以下の表を参考に該当する保健所に相談するよう、出店者に案内して下さい。

表 相談先一覧

相談（申請）先	露店営業・ 自動車による営業 (キッチンカー)		臨時営業	短期営業
	県内事業者	県外事業者		
	出店時に使用 する <u>器具等を</u> <u>保管する市町</u> <u>村を管轄する</u> 保健所	出店頻度が 多い <u>イベント</u> <u>会場の市町村</u> <u>を管轄する</u> 保健所	瀬戸保健所 環境食品安全課 食品指導グループ T E L 0561-82-2198	

4 その他

以上の内容を確認いただき、主催者として、適切に管理いただきますようお願いします。
万が一、主催者として確認することが難しいのであれば、当所に別紙の様式を参考に、
一覧表にまとめてイベント開催の14日前までに情報提供下さい。なお、情報提供は、
任意となります。

【別紙】出店者一覧（参考）